

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 粕屋町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
6,386	983	331	7,699

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,659	10,156	503	470	300	12,251	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	51	48	3	3	33	25	
一般会計等	10,710	10,204	506	473		12,276	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業	3,514	3,659	△ 145	△ 145	472			
老人保健医療事業	344	327	18	18	19			
後期高齢者医療事業	311	293	18	18	79			
介護保険(保健事業)	1,508	1,445	63	63	269			
介護保険(介護サービス事業)	9	7	2	2				
流域関連公共下水道事業	2,375	2,321	54	54	581	12,065	10,581	
水道事業	853	812	41	1,096	45	2,200	143	法適用企業
公営企業会計等 計				1,105		14,265	10,724	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」「資金剰余額/不足額」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」「実質収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
糟屋郡粕屋町外1市水利組合	10	7	3	3	0			
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	97	96	1	1	3			
福岡県市町村職員退職手当組合(一般会計)	16,013	15,251	762	762	3,800			
福岡県市町村職員退職手当組合(基金特別会計)	299	299	0	0	0			
福岡県自治会館管理組合	217	170	47	47	54			
糟屋郡自治会館組合	20	17	2	2				
糟屋郡緑葉町外一市五町財産組合	59	51	8	8	1			
北筑昇華苑組合	215	205	10	10	14	143	11	
粕屋南部消防組合(一般会計)	1,650	1,627	23	23	37	1,931	457	
粕屋南部消防組合(粕屋中南部休日診療所事業特別会計)	47	31	16	16				
福岡県市町村災害共済基金組合(一般会計)	1,472	1,470	2	2	50			
福岡県市町村災害共済基金組合(福岡県公営競技収益金均てん化基金特別会計)	5	3	2	2	3			
須恵町外二ヶ町清掃施設組合	2,747	2,565	182	182		6,485	1,773	
福岡県自治振興組合	185	184	1	1	1			
福岡都市圏広域行政事業組合(一般会計)	44	42	2	2				
福岡都市圏広域行政事業組合(流域連携事業特別会計)	61	61	0	0				
福岡都市圏縦断等事業組合(一般会計分)	122	108	14	14				
福岡都市圏縦断等事業組合(事業会計分)	3,050	3,050	0	0				
福岡県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	3,632	3,525	107	107	7			
福岡県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	484,260	474,600	9,660	9,660	2,078			
福岡地区水道企業団	11,415	11,450	△ 35	3,852	0	27,166	31	法適用企業
一部事務組合等 計				14,694		35,725	2,272	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
粕屋町土地開発公社	0	41	5	15	0	1,975	0	1,930	
地方公社・第三セクター等 計			5	15	0	1,975	0	1,930	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	881	883	2
減債基金	962	736	△ 226
その他充当可能基金	1,109	1,077	△ 32
充当可能基金 計	2,952	2,696	△ 256

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.25%	6.14%	△ 1.11%	△ 13.83%	△ 20.00%	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	20.82%	20.49%	△ 0.33%	△ 18.83%	△ 40.00%	流域関連公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	14.2%	16.6%	2.4%	25.0%	35.0%				
将来負担比率	156.4%	148.8%	△ 7.6%	350.0%					
財政力指数	0.81	0.83	0.02						
経常収支比率	92.1%	92.0%	△ 0.1%						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。